

平成23年第1回（3月）川口市議会定例会

総務常任委員会 委員長報告（平成23年2月22日）

委員長 宇田川好秀

当委員会に審査を付託されました議案につきまして、その審査概要と結果をご報告申し上げます。

歳出の部 第2款「総務費」及び歳入の部、第16款「財産収入」、第18款「繰入金」ないし第21款「市債」並びに第3条第3表「繰越明許費」及び第4条第4表「地方債補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、財政調整基金費に関わり、平成22年度末の財政調整基金残高の見込みについて問われ、これに対して、今回の補正により、約10億6千万円増額となることから、約87億5,800万円になる見込みであるとのこと。

また、減収補てん債に関わり、発行の要件について問われ、これに対して、減収補てん債は普通交付税の基準財政収入額を算定した際の、標準的な市民税法人税割及び利子割交付金に係る収入見込み額と、実績の収入額との差額分について発行できるものである。通常の地方債同様、県知事に協議、同意を得て発行するものであるとのこと。

さらに、繰越明許費の総務管理費に関わり、今年度の同様の耐震補強事業のうち、仲町市街地施設付住宅だけが繰越となった理由について問われ、これに対して、工事期間中に一時移転を必要とする市有店舗の借受者との交渉において、補償金額の調整がつかず繰越となったものであるが、今後さらに交渉を重ね、早期の事業着工ができるよう、努力して参りたいとのことでありました。

このほか、市債に関わり、減収補てん債の積算基礎について、繰越明許費に関わり、工事の発注における市内事業者の活用状況について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部 第2款及び歳入の部、第16款、第18款ないし第21款並びに第3条第3表及び第4条第4表は 起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。